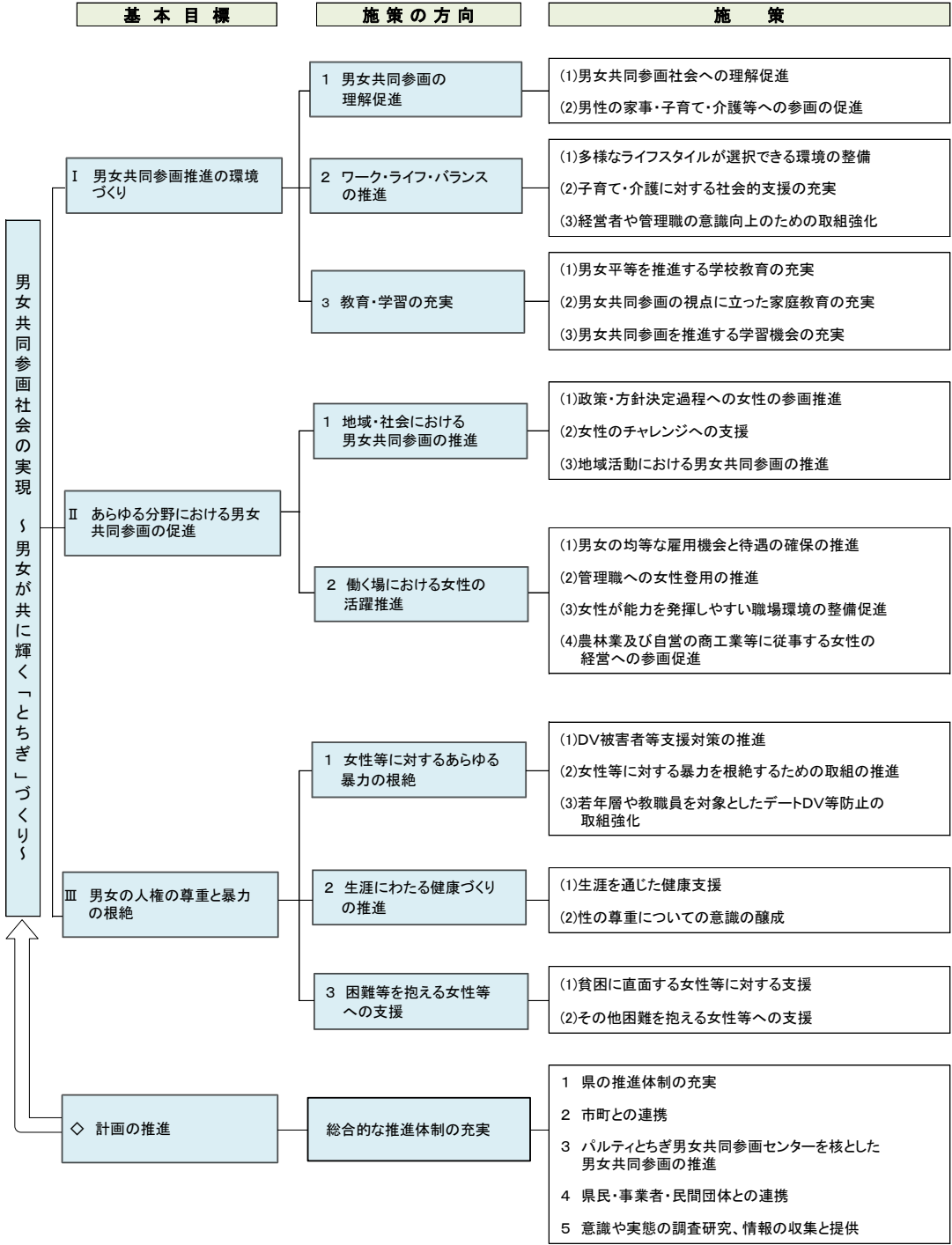


4 「とちぎ男女共同参画プラン〔四期計画〕」からみる各種取組

「とちぎ男女共同参画プラン（四期計画）」は、栃木県における男女共同参画の推進に関する施策を総合的に策定し、計画的に推進するためのものです。

プランには、3つの『基本目標』と、8つの『施策の方向』を定め、それぞれの施策ごとに『主な取組』を示しています。



プランの3つの**基本目標**と8つの**施策の方向**ごとに、“私たちができる取組”をみていきます。

基本目標 I 男女共同参画推進の環境づくり

男女共同参画推進の環境をつくるためには、行政の取組だけでは実現しません。プランでは、男女共同参画に関する理解を深め、次のようなことに一緒に取り組むことをお願いしています。

【県民の皆様は】

- ・ 講座などの啓発事業に積極的に参加し、自らの意識のあり様を見直して、男女が共に個人として尊重され、共に参画する社会の実現に努めます。
- ・ 仕事中心の意識やライフスタイルを見直し、家庭や地域活動に積極的に参加します。
- ・ 男女が協力して、家事・子育て・介護等を行います。
- ・ 子育てに関わる人々誰もが、性別にとらわれず一人ひとりの個性と能力を大切に子どもに接します。

【事業者の皆様は】

- ・ 仕事優先の組織風土を見直し、長時間労働の是正に努めます。
- ・ 子育てや介護が行いやすい職場環境づくりに努めます。

施策の方向 1 男女共同参画の理解促進

男女共同参画の意識を浸透させるため、あらゆる機会や多様な媒体を通じ、広報、啓発活動を展開することが重要であり、かつ、男女が自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参加できるよう、社会制度や慣行等を見直す必要があります。

さらに、固定的な性別役割分担意識の解消が、女性だけではなく、男性にとっても暮らしやすい社会となることへの理解を深めるとともに、長時間労働の抑制など働き方を見直し、積極的に男性の家事・子育て・介護等への参画を進める必要があります。

◇ 施策 1-1 男女共同参画社会への理解促進

- ・ 「男女共同参画週間」や「男女雇用機会均等月間」、「女性に対する暴力をなくす運動」、「栃木県人権教育・啓発推進県民運動強調月間（週間）」などを活用した普及啓発活動に協力しましょう。
- ・ 広報誌作成、各種研修会や出前講座の開催などによる啓発活動に協力しましょう。

◇ 施策 1-2 男性の家事・子育て・介護等への参画の促進

- ・ 長時間労働の抑制、育児休暇・休業の取得等働き方の見直しやライフスタイルに応じた多様な働き方の意識啓発など、男性に向けた広報・啓発活動を行いましょう。

- ・ 男性の家事や子育て、介護などへの参画を進めるための講座やイベント等に協力しましょう。

施策の方向2 ワーク・ライフ・バランスの推進

家庭生活や地域生活、職業生活とのバランスがとれた生活の実現に向けて、多様なライフステージに応じた、働きやすく、ワーク・ライフ・バランスを実現しやすい雇用環境の整備に取り組む必要があります。

また、現在女性が多くを担っている子育てや介護について、男女が協力して担い、社会全体で支えることができるよう、子育て支援、介護サービスの充実などの環境整備が必要です。

さらに、様々な立場の男女が共に仕事と家庭、地域活動を両立できるよう、企業経営者及び管理者の意識改革を進めていく必要があります。

◇ 施策2-1 多様なライフスタイルが選択できる環境の整備

- ・ 家族がふれあい、絆を深められるよう、「家庭の日」の普及啓発に協力しましょう。
- ・ 仕事と家庭の両立支援を進めるための講座、イベントの開催に協力しましょう。

◇ 施策2-2 子育て・介護に対する社会的支援の充実

- ・ 子育て、介護を支え合う社会全体で支え合う環境づくりに協力しましょう。

◇ 施策2-3 経営者や管理職の意識向上のための取組強化

施策の方向3 教育・学習の充実

男女共同参画社会を実現するために「学校教育や生涯学習・社会教育の場で男女の平等と相互の理解や協力についての学習を充実する」ことを望む方が多いことから、家庭や学校、男女共同参画センターでの講座などを通じて男女共同参画に関する教育を続けていくことが重要です。

子どもたちが、社会の一員としての役割を果たすとともに、それぞれの個性、能力を最大限発揮しながら自立して生活するために、長期的な視点で自らの人生設計を行い、主体的に生き方を選択することができるよう支援するキャリア教育が重要です。

◇ 施策3-1 男女平等を推進する学校教育の充実

◇ 施策3-2 男女共同参画の視点に立った家庭教育の充実

◇ 施策3-3 男女共同参画を推進する学習機会の充実

- ・ 地域の教育力の活性化や、地域における学習機会の提供を進めるため、学校や公民館等において開催する（出前）講座等に協力しましょう。
- ・ 男女共同参画に関する多様な講座を開催する男女共同参画センター等を利用し、理解を深めましょう。（周囲の人にセンター等の講座をご紹介ください。）

♪ 参考情報 3 ♪

とちぎ男女共同参画センターではどのような事業を実施しているのでしょうか？

- センター開館以来、(公財)とちぎ男女共同参画財団により、施設の管理運営、情報提供、調査研究、啓発・学習・研修、相談事業を実施してきました。
- 平成23年4月1日に県の出先機関「とちぎ男女共同参画センター」が発足し、基礎的な啓発事業や女性の保護自立支援事業等を担うこととなりました。

(公財)とちぎ男女共同参画財団は、より専門性の高い研修や啓発活動を実施していきます。

- 施設管理：ホール・研修室等の貸出等、情報ライブラリーの管理運営 【財団】
- 情報提供：情報誌「パルティ」、講座案内の発行 【財団】
- 調査研究 【財団】
- 啓発・学習・研修
 - ・ 男女共同参画セミナー、出張セミナー、とちぎウーマン応援塾、地域活動推進講座、トップセミナー、イクボスセミナー、女性の暴力を考える講座、女性団体活動促進事業等 【センター】
 - ・ 自主活動支援事業、フェスタ in パルティ、交流サロン会議、再チャレンジ支援（再就職支援セミナー等）、キャリアアップ支援（アサーティブ講座等）、重点項目推進事業（各種講座）、一時保育事業、出張セミナー【財団】
- 相談事業 【センター】
 - ・ 女性のための相談（一般、配偶者暴力、法律、DV法律、健康相談）
 - ・ 男性のための相談
 - ・ 女性のための就職相談
 - ・ 不妊相談（県こども政策課）
- 女性の保護自立支援事業 【センター】
 - ・ 婦人相談所、婦人保護施設、配偶者暴力相談支援センター業務等

基本目標Ⅱ あらゆる分野における男女共同参画の促進

プランでは、地域や職場などのあらゆる分野で男女共同参画が進むよう、男女共同参画の視点に立って、次のようなことに一緒に取り組むことをお願いしています。

【県民の皆様は】

- ・ 固定的な役割分担意識にとらわれることなく、登用や能力発揮の機会を活かします。
- ・ 性別による固定的役割分担に基づく慣行やしきたりを見直し、男女が共に地域活動に参画し、性別を問わず役員に就任します。

【事業者の皆様は】

- ・ 女性の職域を拡大し、女性の人材を育成、登用し、働きやすい職場環境を整備します。
- ・ 働く女性の母性保護と母性健康管理を周知するとともに、セクシュアルハラスメント及びマタニティハラスメントのない職場をつくります。
- ・ 長時間労働などの男性中心型労働慣行等を見直し、職場における女性の活躍を進めます。

施策の方向1 地域・社会における男女共同参画の推進

国は、社会におけるあらゆる分野において、2020年までに指導的地位に占める女性の割合を30%程度とする（「2030（にいまるさんまる）」）ことを目指し、実現に向けた様々な取組を進めていますが、県においても、地域・社会における男女共同参画を推進するため、女性の活躍が十分でない分野への女性の参画をさらに促進していく必要があります。

また、防災対策の面では、東日本大震災の際に、意思決定過程への女性の参画が不十分だったため、男女のニーズの違い等に配慮されないなどの課題が生じました。予防、応急、復旧・復興等の全ての局面において、男女共同参画の視点を取り入れていく必要があります。

◇ 施策1-1 政策・方針決定過程への女性の参画推進

- ・ 県や市町の各種審議会や委員会の委員、又は自治会役員、農業委員、農協委員、商工会役員などあらゆる分野における政策・方針決定過程に積極的に参画し、男女共同参画の視点を反映させましょう。

そのために、自らリーダー養成研修会等に参画したり、周囲の人に参加を働きかけましょう。

◇ 施策1-2 女性のチャレンジへの支援

- ・ 子育てや介護等でいったん仕事を中断した後再就職を目指す女性や、企業を目指す

女性、キャリアアップを目指す女性に、男女共同参画センター等の各種講座を紹介しましょう。

◇ 施策 1-3 地域活動における男女共同参画の推進

- ・ 自治会活動をはじめとした地域活動に積極的に参加し、主要な役員にも男女を問わず就任できるよう働きかけましょう。
- ・ 地域における男女共同参画を推進するため、地域推進員同士の連携、ネットワーク化を図りましょう。
- ・ 災害・復旧・復興時に男女が協力して取り組めるよう、日頃から家庭や地域・職場での男女共同参画を進め、支え合う地域づくりに協力しましょう。

施策の方向 2 働く場における女性の活躍推進

個々の職場においても、性別を理由とする差別的取扱いや、セクシュアルハラスメント、マタニティハラスメント等を根絶し、女性も男性も働きやすい職場環境づくりを推進する必要があります。

さらに、農林業や自営商工業等においても、女性が経営上の意思決定に参画できるよう、就労環境改善への取組を一層推進することが必要です。

◇ 施策 2-1 男女の均等な雇用機会と待遇の確保の推進

◇ 施策 2-2 管理職への女性登用の推進

◇ 施策 2-3 女性が能力を発揮しやすい職場環境の整備促進

◇ 施策 2-4 農林業及び自営の商工業等に従事する女性の経営への参画促進

- ・ 職場における固定的役割分担意識に基づく慣行の解消に向けた啓発に協力しましょう。
- ・ セクシュアルハラスメントやマタニティハラスメントの防止など、男女とも働きやすい職場環境づくりに協力しましょう。

♪ 参考情報 4 ♪

「男女共同参画週間」はいつでしょうか？

毎年、6月23日から29日までの1週間を「男女共同参画週間」としています。

男女が、互いにその人権を尊重しつつ喜びも責任も分かち合い、性別にかかわらず、その個性と能力を十分に発揮することができる男女共同参画社会の形成に向けて、平成11年6月23日に男女共同参画社会基本法が公布・施行されました。

この基本法の目的及び基本理念に対する国民の理解を深め、男女共同参画社会の形成促進を図るため、平成13年度より毎年、6月23日から29日までの1週間を「男女共同参画週間」として、内閣府が主唱し、全国的に男女共同参画の推進のための広報啓発活動を実施しています。

基本目標Ⅲ 男女の人権の尊重と暴力の根絶

プランでは、男女の人権の尊重と暴力の根絶に向けて、男女共同参画に関する理解を深め、次のようなことに一緒に取り組むことをお願いしています。

【県民の皆様は】

- ・ 配偶者からの暴力を含め、あらゆる暴力は人権侵害であるという認識をし、暴力を許さない環境をつくります。
- ・ 互いの性差に応じた健康についての理解を深め、生涯を通じて健康の保持に努めます。
- ・ 身近な高齢者や障害者、ひとり親家庭などを地域社会全体支えていくため、自分にできる協力をします。

【事業者の皆様は】

- ・ 広告や広報活動において、男女共同参画の視点に立った表現に努めます。

施策の方向 1 女性等に対するあらゆる暴力の根絶

相手の人権を侵害し、恐怖と不安を与えるDVや性犯罪、ストーカーなどの暴力は決して許される行為ではありません。

近年、SNS（ソーシャル・ネットワーキング・サービス）など、インターネット上の新たなコミュニケーションツールの広がりに伴い、交際相手からの暴力、性犯罪・売買春・人身取引等の暴力が多様化しており、こうした状況への対応も求められています。

また、暴力を受けた後、相談・支援を受ける過程における二次被害を防止するため、DV被害者等の相談・支援に関わる機関は、DVに関する知識だけでなく、被害者の心理やその置かれている状況についても適切に理解することが求められています。

◇ 施策1-1 DV被害者等支援対策の推進

◇ 施策1-2 女性等に対する暴力を根絶するための取組の推進

◇ 施策1-3 若年層や教職員を対象としたデートDV等防止の取組強化

- ・ 女性に対する暴力に関する講座や講演会等に参加し理解を含めましょう。
- ・ 女性に対する暴力や、女性が抱える不安や心配事について悩んでいる人に対し、相談窓口を紹介しましょう。
- ・ 被害者等を発見した場合は、被害者を配慮しつつ、被害の拡大を防ぐとともに、警察や配偶者暴力相談支援センターに通報しましょう。

施策の方向 2 生涯にわたる健康づくりの推進

女性は、女性ホルモン等の影響により、心身の状況が思春期、出産期、更年期、老年期等人生の各段階に応じて大きく変化します。

男性は、肥満者や喫煙飲酒する者の割合が女性よりも高くなっています。これは、男性は精神面で孤立しやすく、また、30代、40代を中心に長時間労働が多く、仕事と生活の調和がとりにくいといった状況と深く関わっています。

男女が互いの身体的性差を十分に理解し合い、人権を尊重しつつ、相手に対する思いやりを持って生きていくことは、男女共同参画社会づくりを進める上で重要なことです。

◇ 施策 2-1 生涯を通じた健康支援

- ・ 健康保持のため、自らも検診を受診するとともに、周囲の人に検診を勧めましょう。
- ・ 健康で悩む人に対し、内容に応じた相談窓口を紹介しましょう。

◇ 施策 2-2 性の尊重についての意識の醸成

施策の方向 3 困難等を抱える女性等への支援

高齢者、障害者、外国人等は、厳しい生活環境や雇用環境に置かれやすい状況にありますが、さらに、女性は、女性であることで複合的に困難な状況に置かれている場合もあることから、きめ細かな支援が必要です。

経済的な格差が教育の格差につながり、貧困の連鎖を招かないよう、家庭の経済状況にかかわらず、学ぶ意欲のある子どもが教育を受け、能力や可能性を最大限に伸ばし、将来に希望が持てるようにするため、平等な学習機会の提供に努める必要があります。

若者でも、不登校やひきこもり、ニート、フリーター等の立場に置かれている人々がいます。一人ひとりが自立に向かっての一步を踏み出せるよう、状況に応じたきめ細かな支援が必要です。

男女を問わず性的指向を理由として困難な状況に置かれている場合や性同一性障害などを有する人々に対しても、人権尊重の観点からの配慮が必要です。

◇ 施策 3-1 貧困に直面する女性等に対する支援

◇ 施策 3-2 その他困難を抱える女性等への支援

- ・ 貧困等、困難を抱えた人に対し、相談窓口を紹介しましょう。
- ・ 性的指向や性同一性障害に関する講座やセミナーを受講し、性的少数者への理解を深めましょう。

5 特集

(1) 女性の活躍

◇ なぜ女性の活躍が必要なのか？

人口構成の変化や産業競争の激化などにより、経済社会の構造が変化し、非正規労働者の増大をはじめとする雇用の不安定化や社会保障の持続可能性など様々な課題が発生する中、その担い手としての女性の活躍が求められています。

しかし、女性の年齢階級別労働力率について見ると、労働力率が30～40歳代前半を谷とした「M字カーブ」を描いており、結婚、出産、子育て期に、仕事との両立困難等から就業を中断する女性が多くいます。男性正社員を前提とした長時間労働、既婚女性の家計補助的な非正規雇用などを特徴とする働き方（男性中心型労働慣行）が依然として根付いているのが現状です。

女性が活躍することは、企業活動、行政、地域社会等の現場に多様な視点や創意工夫をもたらし、持続的な経済発展のためにも必要不可欠です。また、男女間の実質的な機会の平等につながることから、男女共同参画の推進も加速させるものと期待されます。

◇ 「女性活躍推進法」とは？

「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律」が、平成28年4月に全面施行になりました。

国・地方公共団体、常時雇用する労働者が301人以上の大企業は、

- (1) 自社の女性の活躍に関する状況把握・課題分析
- (2) その課題を解決するのにふさわしい数値目標と取組を盛り込んだ行動計画の策定・届出・周知・公表
- (3) 自社の女性の活躍に関する情報の公表

が義務づけられています（300人以下の中小企業は努力義務）。

この法律により、女性の職業生活における活躍を迅速かつ重点的に推進し、男女の人権が尊重され、急速な少子高齢化の進展、国民の需要の多様化その他の社会経済情勢の変化に対応できる豊かで活力ある社会を実現することが期待されます。

◇ ワーク・ライフ・バランスを推進しましょう

ワーク・ライフ・バランスの実現は、M字カーブの解消や女性の政策・方針決定過程への参画拡大を進める上でも不可欠です。男性も女性もあらゆる世代の誰もが仕事や子育て、介護、自己啓発、地域活動など様々な活動を自分の希望するバランスで展開でき、「仕事の充実」と「仕事以外の生活の充実」の好循環をもたらし、経済社会の持続可能な発展や経済活動の活性化につながります。

仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）憲章（仕事と生活の調和推進官民トップ会議により平成19年12月18日策定）において、仕事と生活の調和が実現した社会とは、

国民一人ひとりがやりがいや充実感を感じながら働き、仕事上の責任を果たすとともに、家庭や地域生活などにおいても、子育て期、中高年期といった人生の各段階に応じて多様な生き方が選択・実現できる社会

とされています。

ワーク・ライフ・バランスの実現は、社会全体で取り組むことが必要です。県民一人ひとりが自らのワーク・ライフ・バランスのあり方を考え、家庭や地域の中で積極的な役割を果たしましょう。

(2) ドメスティック・バイオレンス（DV）

◇ ドメスティック・バイオレンス（DV）って？

配偶者や恋人、元配偶者、以前つきあっていた恋人など、親密な関係にある又はあった者（パートナー）からの暴力のことです。

暴力には、①身体的暴力、②精神的暴力、③性的暴力、④経済的暴力があります

① 身体的暴力の例：殴る、蹴る、物を投げつける、突き飛ばす、平手で打つ等

② 精神的暴力の例：暴言、大声でどなる、何も言っても無視をする、人前で恥をかかせる等

③ 性的暴力の例：性行為を強要する、見たくないポルノを見せる、避妊に協力しない等

④ 経済的暴力の例：生活費を渡さない、借金をさせる等

◇ デートDVって？

恋人や交際相手などの親密な関係にある者（配偶者等を除く）の一方から他方に対してふるわれる身体的、精神的及び性的暴力のことです。

最近では、大学生や高校生はもとより、中学生にも見受けられることがあります。

◇ もし相談を受けたら…

① 被害者の身の安全を確保する

危険性・緊急性が高い場合は、迷わず最寄りの警察へ相談又は 110 番通報をすることを勧めてください。

② 相談機関への連絡

DV 相談窓口（41 ページ参照）を紹介し、被害者自身が相談するよう促してください。

♪ 参考情報 5 ♪

「女性に対する暴力をなくす運動」はいつでしょうか？

毎年、11月12日から25日までの2週間を「女性に対する暴力をなくす運動」期間としています。

暴力は、その対象の性別や加害者、被害者の間柄を問わず、決して許されるものではありませんが、特に配偶者等からの暴力、性犯罪、売買春、セクシュアル・ハラスメント、ストーカー行為等女性に対する暴力は、女性の人権を著しく侵害するものであり、男女共同参画社会を形成していく上で克服すべき重要な課題です。この運動を一つの機会ととらえ、地方公共団体、女性団体その他の関係団体との連携、協力の下、社会の意識啓発等、女性に対する暴力の問題に関する取組を一層強化することを目的に、内閣府その他の男女共同参画推進本部構成府省庁が主唱し、全国的に広報啓発活動等を実施しています。

☆ パープルリボン … 女性に対する暴力根絶運動のシンボルマークです。

6 講座を企画してみよう

地域等において、男女共同参画に関する講座の企画や運営を行うとき、「男女共同参画の講座はどのように企画すればよいのだろうか?」「どうすれば、人の集まる講座が作れるのだろうか?」と悩むことはありませんか?

とちぎ男女共同参画センター(パルティ)において、長年にわたり各種講座を企画・運営している(公財)とちぎ男女共同参画財団が作成した『男女共同参画講座企画・運営とワークショッププログラム ~パルティのノウハウを公開!~』(平成22年3月発行)から、講座の企画のポイントをご紹介します。

(1) 企画書例

講座には1回のみ講座と連続講座があります。

◇ 1回のみ講座の企画書例

1回のみ講座の場合は、あれもこれも伝えたいと欲張らずに、趣旨に沿って学習内容を絞ることが大切です。

◇ 連続講座の企画書例

連続講座とは、趣旨(文章や話で伝えようとしていること、もとにある考え、ものごとの目的やねらい、理由)を達成するために、講座を複数回実施するタイプです。第1回の導入から最終回のまとめまで「流れ」を大切に組み立てます。

次の企画書例は「自分力発見!&自分力アップ!パルティ出前講座」という講座の企画書です。

第1回でジェンダーを中心とした男女共同参画の基礎的な知識を学び、男女共同参画が自分に身近な課題であることに気づくことを趣旨としています。

第2回では心地よい関係を築くためのコミュニケーション方法を実践的に学びます。

そして、最終回でまとめとして、男女共同参画の視点を取り入れた自分の今後の生活プランを考えます。

全3回を通してはじめて、性別にとらわれず自分らしく生きるための一歩を明確にするという趣旨が達成できると考えて企画しています。

** Point **

男女共同参画は誰にとっても身近な問題で、男女共同参画の視点を持つことで、より自由にいきいきと楽しく生活できるということに気づいてもらうために企画していきましょう。

● 1回のみ講座の企画書例

講座名	自分力発見！～この指とまれ男女共同参画～				
講師	〇〇大学教授 〇〇〇〇				
対象	どなたでも	定員	50名		
趣旨	男女それぞれのライフステージをジェンダーの視点で見つめ直し、性別にとられない自分らしい生き方について考える。				
日時	〇月〇日(〇) 13:00～16:00	会場	〇〇研修室(講義→アイランド形式)		
締切日	開催日前日(保育締切日3週間前)	受講料	無料	一時保育	有
【タイムテーブル】 内容・学習方法等				【進行上の注意】 進行者、資料等	
13:00	オリエンテーション(講座の趣旨、タイムスケジュール等)				進行:職員
13:10	基調講演 70分 男女共同参画社会とは、ジェンダー、エンパワメント、自己肯定、ワーク・ライフ・バランス等について				〇〇大学教授 講義形式
14:20	質疑応答 10分				
14:30	休憩 10分				
14:40	話し合い学習の説明 5分 テーマ「講演を聴いて感じたこと、講演を聴いて今後自分はどう在りたいと思ったか」 ・グループごとに着席を促す ・話し合い学習の目的、約束事について				進行:職員 アイランド形式
14:45	話し合い学習 35分 ※ 15:10になったら、発表内容のまとめを促す ・各グループの話し合いを支援:職員				
15:20	グループ発表 25分 ・1グループ3分程度				
15:45	講評 10分				〇〇大学教授
15:55	まとめ、アンケート記入 5分				進行:職員

● 連続講座の企画書例

講座名	自分力発見！&自分力アップ！パーティ出前講座							
趣旨	性別にとらわれず自分らしく生きるために、今の自分ができることを明確にする。テーマを「自分力」とし、心地よく生活するための力は誰にでも内在していることを理解し、さらに自ら引き出す意欲を喚起する。							
共催	(公財)とちぎ男女共同参画財団・〇〇町							
会場	〇〇町〇〇公民館					対象者： 〇〇町民・近隣市町民		
定員	50名	回数	3回	締切日	開催日前日(保育締切日3週間前)	受講料	無料	
曜日	土曜日	時間	13:00～16:00	一時保育	有			
回	開催日時	テーマ	各回内容・学習方法等			講師		
1	〇月〇日(土)	自分力発見！ ～この指とまれ男女共同参画～	オリエンテーション 〔講義、話し合い学習〕 男女共同参画社会とは、ジェンダー、エンパワメント、自己肯定、ワーク・ライフ・バランス等について知り、性別にとられない自分らしい生き方について考える。			〇〇大学教授 〇〇〇〇		
2	〇月〇日(土)	コーチングで自分力アップ！ ～心地よい関係を築く～	〔ワークショップ〕 相手と心地よい関係を築くために、また、自分の内面的な成長のためには、コミュニケーション力を身につける必要がある。生活に密着したテーマを題材にコーチングを学ぶ。			コーチング講師 〇〇〇〇		
3	〇月〇日(土)	さらに自分力アップ！ ～自分流ライフプラン～	〔ワークショップ〕 1、2回での学びを踏まえ、男女共同参画の視点を取り入れたライフプランを作成する。すぐに実践できる具体的な目標となるよう支援する。			ファシリテーター 〇〇〇〇		

(2) 講座の企画のポイント

◇ 課題やニーズを探る

参加者が最終的にどのようなすがたになってほしいかを考えるために、まず、私たちや私たちの地域に、どのような課題やニーズがあるかを探りましょう。そして、どのような心構え、知識や技術等があれば、もっと心地よく生活できるかを考えます。

◇ 対象者を絞る

学習効果をより確実にねらうために対象を絞ることが大切です。

【性別や年代で】

「40・50代以上の女性」のように年代と性別を明確に絞る。

【講座内容で】

「リーダーの立場にある方」「就学前の子どもを持つ母親」など。

【経験や役割で】

「〇〇講座に参加した方」「〇〇に携わる方」など。

**** 対象者を絞ることによる効果 ****

- ・ 共通した課題やニーズに対応した効果的な学習内容、学習方法をとることができる。
- ・ 参加者同士、安心感が持て、話し合いがスムーズになる。
- ・ 講座終了後も仲間としてつながりやすい。(一緒に学習を継続したり地域活動をしやすい)

**** 男性や若い人が多く参加した講座 ****

男性対象の講座は、なかなか集まりにくいといわれますが、パーティでは、「夫婦での参加もできます」と設定すると、参加者が増えました。

「若い人が来ない」という悩みはよく聞かれる課題です。若い世代にとって「男女共同参画」という未知で固いイメージの敷居を低くし、楽しみながらその重要性が伝わる講座やイベントを企画します。パーティでは近年、「男女共同参画セミナー」のテーマを「なりたい自分！」など、若い世代にも響くようなサブテーマを選んでいきます。

◇ 定員

せっかくの機会だから、会場の収容人数まで、たくさんの人に参加して欲しいと思ってしまいますが、趣旨や学習方法と照らし合わせて定員を決めます。学習効果が最大限に上がる定員を考えましょう。

**** 効果的な定員 ****

- ・ リラックスしてもらうことが趣旨の場合や、講座修了後も参加者同士でつながって欲しいと考えるなら、30名以内が効果的です。

- ・グループで合意形成して課題解決策を考えるような講座の場合、多くても 36 名程度が良いでしょう。
- ・個人でじっくりと自分のことをふりかえるようなワークを行う講座は、20 名程度が効果的です。
- ・具体的なスキルを身につけるような講座は、25 名程度が効果的です。

◇ 学習内容を絞り込む

例えば、ワーク・ライフ・バランスがテーマの講義では、ワーク・ライフ・バランスの何を伝えたいのか（ワーク・ライフ・バランスの意義、実践例、問題点、ワーク・ライフ・バランスの具体的な方法、心構えなど）をできるだけ細かく考えます。

◇ 成果よりもプロセスを重視する

例えば、「男女共同参画社会実現のために自分たちができることは何か」をテーマに話し合い学習や調べ学習をする場合、参加者は成果のみに目を向ける傾向があります。そうになると、なんとかして答えを出さなくてはいけない、成果物をきれいにまとめなくてはならない、などといった意識になってしまい、男女共同参画社会の縮図である「話し合い」のプロセスを重視しなくなります。

企画者も講座内での成果を求めすぎず、話し合いや学習することの楽しさや大切さを理解し、講座が終了しても、学習を続ける意欲を喚起することを大切にします。

◇ 回数

- ・回数が多いと、意欲を継続できないことがあります。
- ・1回に内容をたくさん詰め込みすぎると参加者は消化不良を起こします。
- ・回数の間を空けすぎると、モチベーションが続かず、仲間作りにもつながりません。

◇ テーマ・講座名のつけ方

良い内容を企画しても、テーマや講座名が対象者に響かないと人が集まってきません。対象者に「参加したい!」と思わせるようなテーマを考えます。

- ・「ターゲットは誰か」「何をやるのか」「何が得られるか」がわかるように。
- ・「おもしろそう」「役に立ちそう」を感じさせる。
- ・「私にもできそう」「やさしそう」を感じさせる。
- ・横文字、認知度の低い言葉の乱用に注意する。
- ・サブタイトルやリード文も活用する。

(例) 講座名: 女性のためのコーチング入門講座

リード文: もっとハッピーな関係でいたい! 私・相手を理解してコミュニケーション力を高めましょう。

◇ 学習方法

講義を聴くというスタイルの他にも、学習方法にはさまざまなものがあります。

- ・話し合い学習 ～感想や意見を自由に話し合う～
- ・話し合い学習 ～課題解決する、合意形成する～
- ・体験する（聞く、話す、書く、読む、見る）
- ・体験する（実際にやってみる、作ってみる、触れてみる、練習してみる）

（公財）とちぎ男女共同参画財団が作成した『男女共同参画 講座企画・運営とワークショッププログラム ～パルティのノウハウを公開！～』（平成22年3月発行）から、講座の企画のポイントを一部抜粋してご紹介しましたが、この冊子にはワークショッププログラム例など講座の運営・企画に役立つ情報が掲載されていますので、詳しくは財団までお問い合わせください。

（公財）とちぎ男女共同参画財団

〒320-0071 宇都宮市野沢町4-1

TEL 028-665-7706 / FAX 028-665-7722

HPアドレス <http://www.parti.jp/info/chousa.html>

** 他にもあるよ **

- ◇ デートDV未然防止啓発プログラム 10代のデートDVーこれってほんとに恋愛？ー高校生に対しDVの未然防止教育を実施する際に使用することができるプログラムです。（21枚のスライドごとに「ねらい」と「進め方」を説明しています。）
- ◇ 男女共同参画&キャリアを考える学習ノート 未来を想像して 新しい未来を創造しよう 中学生に向けて「次世代のキャリアを考える学習ノート」です。中学生が現代の社会問題について考え、その解決策として「男女共同参画」「ワーク・ライフ・バランス」「多様性の尊重」について知り、自身の職業観の形成やキャリアプランニングに活かしていく啓発冊子となっています。
- ◇ 男女共同参画の視点で取り組む 防災ハンドブック 「男女共同参画」の視点から、様々な立場の人たちに配慮した防災・被災者支援について考え、防災対策を進めていくための啓発冊子となっています。

詳しくは財団までお問い合わせください。

♪ 参考情報6 ♪

県では出前講座や出張セミナーを実施していますか？

実施しています。希望する場合、以下の問い合わせ先にご連絡ください。

◆ とちぎ県政出前講座（問い合わせ先：とちぎ男女共同参画センター TEL 028-665-8323）

職員が直接出向いて、分かりやすい説明を行います。

テーマ「男女共同参画社会ってなに？」「DV（ドメスティック・バイレンス）について」

「デートDV（ドメスティック・バイレンス）について」

「ワーク・ライフ・バランスについて」

「地域社会における女性の活躍推進」

◇ とちぎ男女共同参画センターの出張セミナー（問い合わせ先：TEL 028-665-8323）

◇ （公財）とちぎ男女共同参画財団の出張セミナー（問い合わせ先：TEL 028-665-7706）

対象：学校や団体、自治会、企業など

内容：性別に関わらず、誰もがいきいきと暮らせるヒントを職員がお届けします。

主なテーマ：男女共同参画、DV、ワーク・ライフ・バランス、防災について